

鎌倉市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 28 日

鎌倉市長

松尾 崇

## 鎌倉市条例第 46 号

### 鎌倉市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険運営基金条例（平成14年3月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保険給付等の財源が不足する場合における当該不足額を埋めるための財源に充てるため」を「保険料収納金額の不足等財政状況の変動に備え、安定した国民健康保険事業の運営を図るため」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。